

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

## 裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 6 年 5 月 2 9 日付けで提起した処分庁による保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求について、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し答申を得たので、次のとおり裁決する。

### 主文

本件審査請求を却下する。

### 理由

#### 第 1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長に対し、個人情報の保護に関する法律に基づいて、「生駒市役所生活支援課（生駒市福祉事務所）の職員らによる、ケース診断会議での○○○○氏に対する以下の決定事項“（「ケース診断会議記録表」の中に収められていた）「（令和○年○月○日付け）○○○○について」の 2 頁目の末尾に記されている「～今回の（主）の引越し費用としては、○○○，○○○円を限度とする。」につき、その旨の決定事項が○○○○氏に対して、法律上如何なる強制力を有していたのか？を具体的に明らかにする書面や法的根拠等（メモ書きやその他のものなども含む）全部。」の開示請求をしたところ、生駒市長が当該文書等は存在しないため全部を開示しないことを決定したことに対し、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分を取り消し、開示することを求めるものである。

#### 第 2 審査請求人の主張要旨

「～今回の（主）の引越し費用としては、○○○，○○○円を限度とする。」との決定を下したことは、審査請求人に対して法律上の強制力（＝法的効力）を伴うものであると考えていたからにはかならず、そうでなければ、ケース診断会議を開く意味もなければ、そのような決定を下す必要性すらもない。そのため、開示請求書に記載した開示を求めた情報について全部開示することを求める。

### 第3 決定の理由

審査請求人の開示請求の対象は、ケース診断会議における決定が強制力を有する法的根拠であり、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではなく、本件審査請求も、本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではない。

### 第4 結論

主文のとおり裁決する。

令和7年7月3日

生駒市長 小紫 雅史